市制60周年記念特別企画

高石の歴史を紐解くコラム

VOL.11

市制60周年を記念して「高石の歴史を紐解くコラム」を毎月連載します。長い年月をこえて受け継がれてきた高石の記憶を、皆さんと一緒にたどっていきましょう。

問合先　地域創生課☎(275)6082

臨海コンビナートと高石市誕生

寄稿者　中山　圭介
監修　佐野　謙太郎

昭和41年11月1日、大阪府内27番目の市として、高石市は誕生しました。高石で生まれ育ち、その風景を誰よりも愛し、高石の行く末を案じたのが、私の祖父である中山末吉だったと思います。

昭和28年に町村合併促進法が施行され、近隣都市との合併話が持ち上がり、合併を推進する動きもあった中で、単独市制を目指したのは、臨海部の工業地帯をより発展させるために道路などのインフラ整備を迅速に行う必要があったからだと思います。その恩恵は臨海工業地帯だけにとどまらず、二重三重に財政が豊かになると考えたのではないでしょうか。

当時の泉北地域においては、昭和35年に隣接する和泉市が誕生し、残るは忠岡町と高石町となりました。当時を知る人の話では、町長だった祖父は市制誕生に向け、持病を抱えながらも住民の理解を得るため、昼夜を問わず身を削って奔走していたそうです。しかし、市制施行により初代市長に就任してからわずか2ヶ月後、享年71歳でこの世を去りました。昭和32年、国は新長期経済計画を策定、これに基づき大阪府は泉北臨海工業地帯の造成と、鉄鋼・石油化学などの関連企業を誘致することを決定しました。昭和36年から堺泉北臨海工業地帯の埋め立て事業が始まり、美しい白砂青松の海岸線は失われましたが、それまでの毛布と織物の町から、近代的な工業都市へと姿を変えていったのです。泉北一区の埋立地には、昭和38年にゼネラル石油、昭和39年に三井化学、昭和46年には興和石油や大阪ガス泉北工場が進出し、操業を開始しました。昭和40年代には公害問題に苦しみましたが、それも乗り越えて今日があります。

高石を愛した祖父は、「自分が亡くなったら高師浜の海に散骨してほしい」と家族に漏らしていたそうです。多くの先人たちの努力で築かれた高石のまちを、私たちの手でさらに均衡と調和のとれた郷土にしてまいりたいと願ってやみません。



中山初代市長が市役所表示板を掲示

次回の高石の歴史を紐解くコラムは、「これからの高石市」です。お楽しみに！

市制60周年記念 砂浜活性化プロジェクト



12月13日(日)　会場：高石漁港内砂浜

10:00～14:30 ※小雨決行

※お車でお越しの方はお近くのコインパーキングをご利用ください

砂浜活性化プロジェクトグッズを来場者全員にプレゼント


※イメージ

稚魚放流
いかだの上から海から稚魚放流を行います！

みんなで一緒にたかいし体操

高石漁港内の砂浜の愛称が決定！

音楽イベント

詳しくはこちら▶

砂浜清掃　マルシェ　ワークショップ

問合先
産業共創課☎(275)6149

税

償却資産の実地調査を行います

償却資産の適切な把握に努めるため、現地調査を行います。なお、調査対象となられた方にはあらかじめ通知をしますので、ご協力をお願いします。

■調査時に用意いただく書類
①直近の決算書・確定申告書
②減価償却明細書・固定資産台帳
③リース契約書や工事見積書等

問合先 税務課☎(275)6109

土地・家屋の用途を変更した場合は申告が必要です

土地・家屋の用途を変更した場合(自宅の敷地の一部を貸駐車場に変更した場合や店舗から住宅に変更した場合など)は、住宅用地の認定の変更により、土地の税額が変わる場合があるため、申告してください。

問合先 税務課☎(275)6109

住宅用地の特例適用(住宅建て替え時)

令和9年の賦課期日(1月1日)現在において住宅を建て替え中の前年度住宅用地であった土地で、次の①～③の要件を満たす場合は、土地の所有者の申請により、引き続き固定資産税・都市計画税の住宅用地の特例対象となります。

①令和9年の賦課期日において住宅建設の基礎工事等に着手していること。
②建て替え前の敷地と原則として同一の敷地であること。
③令和8年の賦課期日における土地及び住宅所有者と令和9年の賦課期日における土地及び住宅所有者が、原則として同一であること。

なお、土地と住宅の所有者の同一性は問いません。

問合先 税務課☎(275)6109

個人事業税の納付をお忘れなく

■第2期分納期限…11月30日

第2期分の納付書は、第1期分の納付書に同封していますので納期限までに納付してください(口座振替ご利用の方を除く)。年間の税額が1万円以下の場合は、第2期分の納付書はありません。

また、納税が困難な場合には、納税の猶予制度があります。詳細はホームページをご確認ください。

問合先 泉北府税事務所☎(238)7221

国民健康保険

保険料の納付には口座振替を

保険料の納付は、原則、指定した口座から自動的に月々の保険料が引き落とされる口座振替でお支払いいただくことになっています。

口座振替をご利用されていない方は、キャッシュカード・通帳・通帳届出印・資格確認書等を持って健幸増進課または指定の金融機関窓口で手続きを行ってください。

問合先 健幸増進課☎(275)6374

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の気になる情報をお届けします！

泉大津市

まちなかアートフェス 2026



十人十色のアートでまちを彩ろう！実行委員会が企画・運営からたくさん話し合いを重ねつくりあげた、市民が主役のアートイベントです。今年は11月3日～29日の1ヵ月間開催！メインデーの11月21日・22日は、泉大津駅を中心にストリートライブ、ダンス、ギャラリー展示などを実施します。

問合先 泉大津市生涯学習課 ☎0725(33)1131

高石市

高石市総合防災訓練 避難訓練×イザ！カエルキャラバン！

今年度も、こども達がゲーム感覚で楽しみながら消火・救出・救護などの防災知識や技を学べる、防災体験プログラムとおもちゃの交換会「かえっこバザール」を組み合わせた防災訓練「イザ！カエルキャラバン！」と避難訓練等を実施します。

日時 11月15日(日)13:00～16:30
場所 鴨公園・カモンたかいし
問合先 危機管理課☎(275)6245



忠岡町

忠岡町ふれあい大会

模擬店の出店や子ども広場など、子どもから大人まで楽しめるイベントです。

日時 11月23日(祝)
【午前の部】
模擬店 10:15～
(役場前駐車場)
子ども広場 10:45～
(役場2階 保健センター)
(民生委員児童委員協議会により実施)
【午後の部】
式典・演芸 13:30～
(ふれあいホール)
※車でのご来場はご遠慮ください。
問合先 忠岡町社会福祉協議会 ☎0725(31)1666

保険料は被保険者となった月から

保険料は被保険者となった月からかかります。被保険者となった月とは、市に被保険者の届出をしたときではなく、他市町村から転入してきた日、あるいは職場の健康保険をやめた日など、加入資格の発生した日が属する月です。届出は14日以内にしなければなりません。遅れると、保険診療が受けられないことや、保険料を遡って(最高2年分)納めることになるのでご注意ください。

問合先 健幸増進課☎(275)6374

国民健康保険料の未納が続くと・・・

災害やその他の特別な理由もなく、令和8年度1期分以降、各月の保険料を納期限から1年経過しても納付されない場合、「特別療養費」の対象となります。特別療養費の対象になると、診察を受けることはできますが、その際の医療費は一旦全額自己負担となり、後日、国民健康保険から一部負担金等を差し引いた金額の払い戻しを受けることになります。さらに納付が遅れ、納期限から1年6ヶ月を過ぎると、国民健康保険の保険給付(療養費等)が差し止めになります。納付できない特別の事情がある場合は早急にご相談ください。

また、再三の催告にかかわらず、なお滞納が続く場合、法律に従って差押え等の滞納処分を執行する場合があります。

問合先 健幸増進課☎(275)6374

国民年金

年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の提出が必要です

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、年末調整や確定申告の際に1年間(令和8年1月1日から令和8年12月31日)の納付額を申告することにより、社会保険料控除が受けられます。控除の適用を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、令和8年10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納められた方については、令和9年2月上旬に控除証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付し、申告してください。

問合先 年金加入者ダイヤル☎0570(003)004にお問い合わせください。

※050から始まる電話でかける場合は☎03(6630)2525

各種

11月30日(いいみらい)は「年金の日」ねんきんネットをご利用ください

ねんきんネットでは、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、さまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

問合先 日本年金機構☎0570(058)555

全国一斉情報伝達訓練を行います

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、11月11日午前11時頃に市内の防災行政無線のスピーカーから訓練放送が流れます。これは、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

問合先 危機管理課☎(275)6245

二十歳のつどい



令和9年1月11日(祝)
午前11時開会(受付/午前10時30分から)

場所 たかいし市民文化会館(アプラホール)

対象 平成18年4月2日～平成19年4月1日の間に生まれた方

注意事項

※本人以外の入場はお控えください。
※当日はエスカレーターをご利用ください(エレベーターは使えません)。また、車いすの方や移動に介助が必要な方は事前にご連絡ください。

問合先 社会教育課(275)6437

望まない受動喫煙を防止するために

喫煙については、たばこを吸わない方の望まない受動喫煙を防止するとともに、たばこを吸う方も健康には十分気をつけてください。たばこを吸う方、吸わない方の両方が安全で快適に過ごせるまちをめざすため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合先 健幸増進課☎(275)6381

しない！させない！許さない！野焼き・野積み・不法投棄

廃棄物の野焼き、崩れそうなほどに廃棄物を積み上げる野積み、そして不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。これらの不適正処理を見つけたら、府泉州農と緑の総合事務所環境指導課☎0072(439)3601または高石警察署☎(265)1234へ通報してください。

問合先 環境政策課☎(275)6834

11月は秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

こどもを虐待から守るためには、まず一人ひとりが児童虐待防止に対する意識を高めることが重要です。虐待に気づいたら、ためらわずに通報してください。周囲のこどもたちに関心を持ち、子育て世帯を見守って応援する空気を生み出していきましょう。

■児童虐待かもと思ったら児童相談所全国共通3桁ダイヤルにお電話を☎189

※お住まいの地域の児童相談所につながります

問合先 こども家庭課家庭児童相談室☎(275)6476

マイナンバーカードの休日交付窓口

日時 12月13日(日)午前9時～正午まで

場所 市役所本館(1階)

取扱業務 マイナンバーカードの受取、保険証の紐付け、電子証明書の更新手続き

問合先 市民課☎(275)6829

特定在留カード・特定特別永住者証明書について

在留カード・特別永住者証明書にマイナンバーカードの機能が付加された、特定在留カード・特定特別永住者証明書の交付が開始されました。制度の詳細等は、ホームページをご覧ください。

問合先 市民課☎(275)6212

食生活改善推進協議会 かんたんヘルシークッキング

健康ポイント(100ポイント)がつきます。

日時 12月9日(水)午前10時～午後1時

場所 総合保健センター

対象 市内在住の方

募集 18人(先着順)

料金 800円

献立 大根ピラフ、豚しゃぶときのこのクリスマス風、冬野菜の具だくさんスープ、アップルリース、コーヒー

持物 エプロン、三角巾、手拭きタオル、マスク(調理中のみ使用)

申込・問合先 11月16日～12月4日に健幸増進課へWebまたは電話申込☎(275)6381

ご寄附ありがとうございました

企業版ふるさと納税によるご寄附をいただきました。寄附対象事業にて有効に活用させていただきます。

・日進医療器株式会社様
寄附物品 車椅子14台(金額非公表)
寄附対象事業 誰もが健やかで幸せに暮らせる地域福祉を推進する事業

・ボーネルンド(株式会社ボーネルンド教販)様
寄附金額 非公表
寄附対象事業 子育て支援施策事業

・日本繊維工業テクノロジーズ株式会社様
寄附物品 Tシャツ(18万円相当)
寄附対象事業 明日の担い手を育み、公民共創により地域の稼ぐ力を高める事業

問合先 地域創生課☎(275)6138

～泉北就職情報フェア～ 合同企業説明会・面接会

日時 11月26日(木)午後1時～4時
場所 アプラたかいし(3階)
内容 就職活動に役立つセミナー、就活相談など
問合先 泉北就職情報フェア実行委員会事務局☎0725(22)1122

創業セミナー

日時 ①12月12日 ②1月16日の午前10時～午後4時
対象 創業を検討中の方
場所・問合先 高石商工会議所☎(264)1888

11月は「こころの再生」府民運動推進月間です

府・府教育委員会では、「あいさつ」を大切にすることなど、今日からでもできる身近な取組みを呼びかけています。
問合先 府教育庁教育総務企画課☎06(6944)8042

みんないっしょに生きる社会を まっぽっくり

11月は秋のこどもまんなか月間「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(こども家庭庁)」、11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動(内閣府男女共同参画局)」があります。DVが起きている家庭では、こどもに対する暴力が同時に行われている場合がありますが、こども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、こどもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)はこどもへの心理的虐待にあたります。また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、こどもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあるのです。

「DVと児童虐待」 ～DVはこどもの心も壊すもの～

【DVの例】
足で蹴る、髪をひっぱる、大声でどなる、バカにする、性行為を強要する、避妊に協力しない、生活費を渡さないなど。

【児童虐待の例】
殴る、蹴る、投げ落とす、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病院へ連れて行かない、こどもへの性的行為、性的行為を見せる、言葉による脅しや無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの前で家族に対して暴力をふるうなど。

DVも児童虐待も、自分たちだけで解決するのはとても難しい問題です。相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法がみつかるかもしれません。

また、被害を受けている人を見つけた場合も相談してください。緊急の場合は迷わず警察へ#9110番通報をしてください。

高石市でも、市役所本館1階ロビーで、「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展及びパープル・ライトアップを今年は11月16日～11月24日に、こどもの人権パネル展を12月18日～12月24日に行います。

人権・生活相談課☎(275)6279

そのメール、本当に事業者から？もしかして、フィッシング詐欺かも！

消費生活センターだより Consumer service center newsletter

普段から利用しているアプリの名前でスマホにメールが届いた。「登録している支払い方法に確認が必要な状態」「更新が遅れるとアプリが購入できなくなる」などと書いてあったので、記載のURLからアクセスして、クレジットカード番号等を入力し支払い情報を更新した。その後、ネットショッピングで約20万円の利用を知らせるメールが届いた。(80歳代)

■日頃利用している事業者からのメールでも、まずはフィッシング詐欺を疑い、記載されているURLにはアクセスせず、正規サイトのURLやアプリからアクセスしましょう。
■リンク先にアクセスしてしまっても、クレジットカード番号などは入力せず、そのサイト上にあるアプリもダウンロードしないことが大切です。
■不正利用に早く気づけるように、クレジットカード等の明細は、こまめに確認しましょう。



※独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第550号」から抜粋、イラスト 黒崎 玄

困ったときは、消費生活センターへ ☎(267)5501
場 所 市役所本館2階
時 間 9:00～16:45
休業日 土・日曜日、祝日
※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください
※休業日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください